

◆◆ 施設基準等の届出事項 ◆◆

当院は保険医療機関であり、診療報酬（医療費）算定にあたり、下記の内容の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

【基本診療料】

・ 一般病棟入院料 4	・ 感染対策向上加算 2
・ 急性期看護補助体制加算 (2 5 対 1、看護補助者 5 割以上) (夜間 1 0 0 対 1) (夜間看護体制加算) (看護補助体制充実加算)	・ 口腔管理連携加算
・ 療養病棟入院基本料 1	・ 地域支援・医薬品供給対応体制加算 2
・ 療養病棟療養環境加算 1	・ 連携強化加算
・ 地域包括ケア病棟入院料 2 及び地域包括ケア入院医療管理料 2	・ サーベイランス強化加算
・ 入退院支援加算 1	・ データ提出加算 2
・ 精神疾患診療体制加算	・ 医師事務作業補助体制加算 2 (7 5 対 1)
・ 救急医療管理加算	・ 診療録管理体制加算 2
	・ 電子的診療情報連携体制整備加算 2 (入院)
	・ 電子的診療情報連携体制整備加算 3 (外来)
	・ 継続的に賃上げに係る取組を実施している 保険医療機関の基準

【特掲診療料】

・ 薬剤管理指導料	・ 胃瘻造設術 (経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む) (医科点数表第2章第10部手術の通則の16および19に掲げる手術)
・ 検体検査管理加算Ⅰ・Ⅱ	・ 医療機器安全管理料 1
・ 麻酔管理料Ⅰ	・ 人工腎臓
・ 脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅱ	・ 導入期加算 1
・ 運動器リハビリテーション料Ⅰ	・ 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
・ 呼吸器リハビリテーション料Ⅰ	・ 椎間板内酵素注入療法
・ C T 撮影および M R I 撮影 (マルチスライス 6 4 列、1. 5 テスラ)	・ ペースメーカー移植術およびペースメーカー交換術
・ 救急外来医学管理料 3	・ 大動脈バルーンパンピング法 (I A B P 法)
・ 救急患者連携搬送料	・ 在宅医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
・ 在宅療養支援病院 (別添 1 の「第14の2」の1の(3)に規定する)	・ 在宅がん医療総合診療料
・ 持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算 (在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する)	・ 看護職員処遇改善評価料 2 8
	・ 外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅰ)
	・ 入院ベースアップ評価料 7 3

【食事療養等】

・ 入院時食事療養 (Ⅰ)
・ 入院時生活療養 (Ⅰ)

【その他】

・ 酸素の購入単価
